

## 芦屋市活力あるまちなか商店街づくり促進事業補助金について(概要)

商店街・小売市場の空店舗を活用して魅力ある個店の新規出店や、商店街のコミュニティ機能の向上を図る事業により商店街・小売市場の活性化を図ろうとする際に、立ち上げに要する店舗等賃借料等を助成します。

交付対象事業	事業内容	事業区分	交付対象事業者	対象経費	補助率	補助金限度額		
						1年目	2年目	3年目
新規出店・開業支援事業	魅力ある店舗の新規出店・開業促進、商店街のコミュニティ機能の強化を図る事業	新規出店事業	開業希望者	店舗賃借料、店舗改装費	センター 1/3	150万円	50万円	—
					芦屋市 1/3	150万円	50万円	—
		地域交流促進等施設設置・運営事業	①商店街 ②芦屋市商工会	店舗賃借料、店舗改装費、広報宣伝費等運営費	センター 1/3	150万円	50万円	—
					芦屋市 1/3	150万円	50万円	—
商店街空き店舗再生支援事業	商店街又は商工会が空き店舗を借り上げ、商店街に必要な業種等の魅力ある出店者の誘致を図る事業	①商店街 ②芦屋市商工会	店舗賃借料、店舗改装費、広報宣伝費等運営費	センター 1/2	200万円	75万円	35万円	
				芦屋市 1/4	100万円	37.5万円	17.5万円	
			コンサルティング委託費	センター 1/2	100万円	—	—	
				芦屋市 1/4	50万円	—	—	
商店街事業承継支援事業	商店街が策定し、兵庫県の認定を受けた商店街活性化プランに基づき、事業承継支援の対象とした店舗への新規出店を促進する事業	店舗承継促進事業	認定を受けた商店街活性化プランに基づき、センター(※1)が事業承継支援した開業希望者	移転費、撤去費	センター 1/3	20万円	—	—
					芦屋市 1/3	20万円	—	—
		承継店舗開業支援事業		店舗改装費	センター 2/3	400万円	—	—
					芦屋市 1/6	100万円	—	—
		承継店舗円滑化事業		広報宣伝費	センター 10/10	100万円	—	—
					芦屋市	—	—	—
		店舗賃借料		センター 1/2	1年目から3年目までの助成限度額は同じ。 店舗の面積に応じて以下の区分の助成単価を乗じて得た額の合計額 200㎡までの部分 1,000円/㎡・月 200㎡を超え1,000㎡までの部分 500円/㎡・月 1,000㎡を超え3,000㎡までの部分 200円/㎡・月			
				芦屋市 1/4	1年目から3年目までの補助限度額は同じ。 店舗の面積に応じて以下の区分の補助単価を乗じて得た額の合計額 200㎡までの部分 500円/㎡・月 200㎡を超え1,000㎡までの部分 250円/㎡・月 1,000㎡を超え3,000㎡までの部分 100円/㎡・月			

(※1) センター：公益財団法人ひょうご産業活性化センター